

過疎地における地方建設業の農業・林業参入に関する研究

米田 雅子¹

¹正会員 慶應義塾大学 理工学部 (〒223-8522 横浜市港北区日吉3-14-1)
E-mail: yoneda@sd.keio.ac.jp

我が国の過疎地では、公共事業の減少により、地方の建設業が、農業・林業に参入する動きがある。本論文は、過疎地の建設業の農業・林業参入における課題と可能性を洗い出し、参入を促進するための対応策を考察することを目的とする。調査方法は、農業に参入した建設会社の文献調査・アンケート調査、林業に参入をめざす建設会社のヒアリング調査・アンケート調査である。その結果、農業・林業参入においては、建設業の技術や機械力を生かす可能性が見られるものの、事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達、業習慣（業種毎の習慣）の相違、参入に関わる制度に様々な課題があることがわかり、その対応策を考察した。

Key Words: under populated areas, reduction of public works, local construction industry, new business, agriculture, forestry

1. はじめに

我が国の建設投資は、1990年代末から、財政悪化に伴う公共事業の削減や社会基盤の成熟化により縮小の局面に入った。国土交通省「2007年建設投資見通し」によると、建設投資はピーク時の1992年度の約84兆円から、2007年度にはピーク時の約6割の約52兆円にまで減少した。建設投資の内、政府投資はピーク時の1995年度の約35兆円から2007年度には約5割の約17兆円に減少した。一方、国土交通省「2007年許可業者数調べ」と総務省「2007年労働力調査」によると、建設業の許可業者数はピーク時の1999年度の60万から2006年度の52万へ、就業者はピーク時の1997年度の685万人が2007年度の552万人と約2割の減少にすぎない。建設投資の大枠な減少に比べれば、就業者は余剰の傾向がある。

過疎の進む地域は公共事業に依存する割合が高く、地方の建設会社の経営は厳しさを増している。しかし、災害が多い我が国では、風土に詳しい建設会社が各地域に残り、日常的に社会基盤を維持管理する必要がある。公共事業に代わる雇用創出と地域の風土を知る建設会社の存続が課題になっている。なお、本論文において「公共事業」は、中央政府や地方公共団体が発注する土木・建築工事をさすものとし、これには、農地の整備や農業水路の維持などの農業土木、治山事業や林道整備などの林業土木も含まれるものとする。

過疎の進む地域では、公共事業の減少により、地方の建設会社が他の分野に進出する動きがある。進出先は農林業、環境事業、介護など多岐にわたるが、本研究では農業および林業に着目する。農林水産省「2005年農林業センサス」によると、農業就業人口は2000年の389万人から2005年の335万人へ14%減少し60歳以上が69%を占めている。1990年から2005年までに、農業では耕作放棄地が21.7万haから38.6万haに増加し、食料自給率（供給熱量）が48%から40%に減少するという担い手不足による問題が生じている。総務省「平成17年国勢調査」によると、林業就業者は2000年の6.7万人から2005年の4.6万人へ31%減少し65歳以上が26%を占めている。林業では森林の整備が進まず、木材自給率は1990年から2005年までに26%から20%に減少するという担い手不足による問題が生じている。建設業の農業・林業参入に着目するのは、建設業は担い手が余剰の傾向であるのに対して、農業・林業は担い手不足の傾向にあるからである。

建設業に関わる既往の文献は以下に示す文献に代表されるように数多い。古川は1963年に『日本の建設業¹⁾』を出版し、建設業の市場、工事請負の状況、経営組織等について、その全体像を明らかにし、業界構造や業慣習における課題について述べている。菊岡は1993年に出版した『建設業を興した人々²⁾』や2005年に発表した『わが国建設業の成立と発展に関する研究-明治期より

昭和戦後期』³⁾において、土木建築請負業の近代の歴史を研究し、明治 20 年代の土木建築請負業から 戦後の建設業の成立まで、建設会社の発展に主軸をおきながら建築職人社会の変貌 土木労働者の形成までの過程を幅広く論じている。金本らは 1999 年に出版した『日本の建設産業』⁴⁾において、公共工事の発注システム、建設労働の構造と特徴 建設サービスのコストと品質など建設業の現状を分析し、業界の健全性を高めるために情報開示の重要性などを論じている。建設業に関する研究が多いなかで、建設業の新分野進出に関する研究は 2002 年度の公共事業費の 1 割削減を契機に始まったところであり、文献の数は少ない。

建設業の新分野進出に関わる文献としては 2002 年に建設業振興基金が発表した『中小建設業の新分野・新市場開拓のための企業連携に関するガイドライン』⁵⁾がある。ただし、これは建設業の周辺事業への進出を促すもので、異業種への進出までは論じていない。建設業の異業種の進出に関しては、米田が 2003 年に出版した『建設業の新分野進出』⁶⁾がある。2003 年以降、北海道、島根県などの地方自治体により事例集が作成され米田らにより書籍や調査報告書が作成された。

近年の動きとしては 渋谷が、2007 年に論文『企業の農業参入の現代的意義と課題』⁷⁾を、2007 年に農業経営学会で『地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識と課題』⁸⁾を発表し、建設業の農業参入における収益性や雇用に関わる経営上の課題を論じている。土木学会では、笹沼・菅が 2006 年に『世界に依存する食糧生産と建設業の多角化戦略』⁹⁾として、主に食料自給率と農業への多角化について論じ 日本経営診断学会では 大杉が 2010 年に『中小建設業の多角化戦略における多角化度と経営状況の関係』¹⁰⁾で、多角化した企業を対象に損益や収支に関わる経営分析を行っている。このように農業参入を対象とした研究論文はあるが 林業参入を対象とした研究論文は見られない。

本研究は、過疎の進む地域における建設業の農業・林業参入に焦点をあて、課題と可能性を洗い出し、参入を促進するための対応策を考察することを目的にする。これまでの農業参入の研究論文では 主に経営における課題が論ぜられてきたが 本論文では、これらの課題に加え、制度や業種の相違における課題も対象として、事例をもとに実証的に考察を進める。

研究の方法は、文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査による。建設業の農業参入では、農業参入した建設会社 40 事例を文献調査すると共に 31 社にアンケート調査を行い、課題と可能性を抽出する。調査時点は 2007 年 2 月である。建設業の林業参入では、建設会社の林業参入が始まったところであるため 林業参入をめざ

す地方建設業と森林組合の協議会 1 団体と林業・木材産業の 5 社にヒアリング調査を行い、課題と可能性を抽出する。このヒアリング結果を詳細に把握するために、協議会に属する建設会社 40 社に対してアンケート調査を行う。調査時点は 2008 年 12 月である。これらの農業参入調査と林業参入調査の結果をもとに、課題を整理して参入を促進するための対応策を考察する。

2. 建設業の農業参入の調査

(1) 農業参入 40 事例の文献調査

建設業の農業参入における可能性を洗い出し、一般的な課題を考察するために文献調査を行った

地方自治体が作成した事例集 新聞検索などの各種の公表資料から知り得た 120 の農業参入事例を、2003 年から 2006 年の間に米田らが全国を調査し『建設業の新分野進出』⁶⁾『建設帰農のすすめ』¹¹⁾『新分野に挑戦する建設業—動きだした 450 社』¹²⁾『建設業からはじまる地域ビジネス』¹³⁾『第 4 回建設トップランナーフォーラム』¹⁴⁾に掲載した。120 のうちで、農業参入における形態、可能性、課題について記載した事例は 40（重複を除く）である。この 40 事例を整理して 分析を行った。

表-1 に、40 事例の取組み概要、所在地、参入形態、可能性、参考文献の番号と掲載頁を示す。40 事例は、主に過疎地に存在する地方中小建設会社であり従業員数名から二百名 資本金 100 万から数千万円、売上高が数千万から数十億円の規模であり 主に地方公共団体発注の土木工事を受注する企業である。

a) 農業参入の形態

企業が農業に参入する場合 農地法により、農地の取得に関わる制限がある。これは戦後の農地改革で 農地の所有は自作農家に限定されたために設けられた 2000 年の農業生産法人の要件緩和や 2005 年の特定法人貸付事業などにより、限定付きで企業が農地を利用できるようになったが、現状でも制約が多い。

40 事例の農業参入の形態を調べ 表-2 に示す 3 つの参入形態に整理した 各事例の参入形態(表-1 の 4 列目 <形態>)に示した

次に 3 つの参入形態の特長について述べる

(1)の「農外企業として参入」は 農作業受託と施設栽培である。農作業受託は 作業のみ行うため 農地を所有する必要がない 農地法の規定に抵触せずに 農外企業でも行うことができる 施設栽培は もやしや椎茸、ねぎやトマトの水耕栽培 養鶏、養豚など、非農地で製造的に施設で栽培できるものである。

(2)の「別会社で農業生産法人を設立」は 農地を使った

表-1 建設会社の農業参入 40 事例

事例	農業参入の取組み概要	所在	参入形態	可能性	参考文献
1	総合農業サービスをめざす	北海道	(1)	E.G.H.	7) P72-73
2	水稻 馬鈴薯の農作業を受託	北海道	(1)	E	7) P70-71
3	ピートを中心とする農業コントラクター	北海道	(1)	E.G.	7) P74-75
4	農作業(牧草収穫)の受託業務	北海道	(1)	E.G.H.	13) P50-51
5	花ひら茸の栽培・販売	新潟県	(1)	B.H.	13) P58-59
6	大葉の水耕栽培	新潟県	(1)	B.H.	14) P14-16
7	じゅんさいの栽培と販売	北海道	(1)	B.H.	7) P84-85
8	サフォーク羊の飼育とレストラン経営	北海道	(1)	H.	7) P86-87
9	堆肥の活用による有機堆肥の製造販売	青森県	(1)	A	14) P185-187
1	ダチョウを飼育し、食肉・皮革販売	山形県	(1)	F.H.	13) P56-57
1	ハーブ、ブルーベリー、野菜の温室栽培	富山県	(1)	B.F.	7) P78-79
1	建設汚泥の土質改良によるリサイクル	長野県	(1)	A.C.	13) P80-81
1	樹皮リサイクルした土壤改良資材の開発販売	鳥取県	(1)	A.C.	13) 74-75
1	ダチョウを飼育・販売、観光牧場の運営	茨城県	(1)	F.H.	7) P88-89
1	大規模な野菜の減農薬栽培	北海道	(2)	A.F.	12) P105-109
1	有機農業によるカボチャ栽培	北海道	(2)	ACDEFH	7) P68-69
1	ぶどう栽培とワイン醸造	北海道	(2)	H.	7) P82-83
1	無農薬・ハーブ栽培と製品製造・販売	北海道	(2)	B.	13) P46-47
1	大規模酪農への進出	北海道	(2)	E	13) P48-49
2	青森シャモロックの飼育	青森県	(2)		14) P117-119
2	大規模農業と有機堆肥、綠化基盤の生産	青森県	(2)	ACEH	13) P64-65
2	有機堆肥による農家のフランチャイズ	岩手県	(2)	A.C.H.	13) P52-53
2	花卉栽培と有機農業による稻作	宮城県	(2)	A	14) P23-25
2	名人の米作りの企業展開	宮城県	(2)	AI.	14) P26-29
2	大型機械を活用し転作地を含む農作業受託	山形県	(2)	E.G.I.	13) P54-55
2	廃棄物処理熱を利用したラン等の栽培	山形県	(2)	C.	15) P126-P128
2	有機堆肥による野菜栽培	福島県	(2)	A.B.	14) P147-150
2	無農薬トマト栽培 循環型農業めざす	長野県	(2)	A.D.I.	7) P76-77
2	なしの生産・販売(ふるさと農園)	島根県	(2)	F.	14) P17-19
3	無農薬ブルーベリーの大規模栽培	島根県	(2)	ABDFH	7) P80-81
3	隠岐牛の肥育と販売	島根県	(2)	C.F.H.	14) P11-13
3	畜産と造園の循環産業	島根県	(2)	A.C.I.	13) P60-61
3	地域の循環型農業	愛媛県	(2)	ACFGH	13) P62-63
3	お茶の有機栽培と林業	高知県	(2)	A.B.	14) P139-141
3	水耕小ネギのハウス栽培を展開	大分県	(2)	H.	14) P20-22
3	メロン栽培と粕漬け加工販売	大分県	(2)	H.	14) P113-115
3	遠野どぶろく特区でほうれん草づくり	岩手県	(3)		12) P136-140
3	喜多方特区 山麓でトマトづくり	福島県	(3)	A.E.F.	12) P147-152
3	山間の耕作放棄地で無農薬稻作と養殖	新潟県	(3)	F.H.	12) P153-158
4	耕作放棄地でサツマイモ栽培	鹿児島県	(3)	F.	12) P190-194

注) 参入形態の(1), (2), (3)は表-2「建設会社の農業参入 3 つの形態」に対応
可能性の A から I は表-3「40 事例の農業参入における可能性」に対応
参考文献には事例掲載の参考文献の番号と掲載頁を示す

表-2 建設会社の農業参入 3 つの形態

番	参入の形態	事業内容	事例数
(1)	農外企業として参入	農作業受託 施設栽培	14 事例
(2)	別会社で農業生産法人を設立して参入	農地を利用した農業	22 事例
(3)	特定法人による農業参入	市町村等を介した農地リースによる農業	4 事例

農業経営である。農業生産法人は「農家を主体とする法人」であり、役員の半数以上が農作業従事者 農外者からの出資合計が 4 分の 1 以下、売り上げの半分以上が農業および農業関連事業の収入という要件がある企業の経営者が個人として農地を取得し農業生産法人を設立する場合がある。農業生産法人は、農地の購入・賃借が可能であり、農業者向けの制度融資や補助金の対象となる

(3)の「特定法人による農業参入」は市町村が「耕作放棄の多い地域 今後多くなりそうな地域」を対象地として定めた上で、農家から農地を集めて 企業と協定を結んで貸し出す方式である 特定法人の場合 4 社中 3 社は、耕作放棄地が貸し出されるとともに 自治体の支援を受けていた

b) 農業参入における可能性

農業参入 40 事例の文献から 農業参入における可能性と特長を抽出したところ 94 の項目があげられた 特長は可能性につながるため 可能性としてまとめて記述することにした これらの項目には共通するものが多く、共通するものをまとめて、表-3 の「A. 土壤に重点」「B. 低農薬栽培」「C. 循環型の土壤づくり」「D. 記録写真による履歴」「E. 農業の機械化」「F. 建設機械による基盤整備」「G. 工程管理の導入」「H. 企業型農業の展開」「I. 農業と建設業の連携」の 9 の項目に整理した 各事例における可能性は 表-1 「建設会社の農業参入 40 事例」の 5 列目 <可能性> に示した

建設会社の農業参入では、土地改良や排水等の技術を利用して土壤作りに重点をおく事例が 6 ある。低農薬、無農薬、有機肥料により安心安全な農業をめざす事例が 8 ある。食品残さ、草、牛の糞尿などを利用した循環型の土壤づくりを行う事例がある。また、土木工事の記録写真の習慣を農業に持ち込み、栽培履歴の充実をはかる事例が 3 ある。

建設業の機械技術をいかし、農業の機械化を進める事例が 9 ある。自社の建設機械を使って農場整備や耕作放棄地の再生などの農業の基盤整備を進める事例が 12 ある。建設業の工程管理の手法を 分散した複数の農地の耕作に導入し、資機材と人員を効率良く回して生産性の向上をめざす事例が 3 ある。

農産物の生産だけでなく 加工や販売、観光農園など

表-3 40事例の農業参入における可能性

記号	可能性	可能性の内容	事例数
A	土壤に重点	土木の技術を利用して「土づくり」に重点をおく	16事例
B	低農薬栽培	無農薬、低農薬、有機肥料、低化学肥料などによる農業を行う	8事例
C	循環型の土壤づくり	食品残渣を利用した堆肥づくり、造園工事で出た草を牛の飼料としその糞尿から堆肥をつくるなど、循環型の土壤づくりを行う	9事例
D	記録写真による履歴	土木工事の記録写真の習慣を、農作物の栽培記録に用いる事によりトレーサビリティの向上をはかる	3事例
E	農業の機械化	建設業の機械技術を活かし、農業の機械化を進める	9事例
F	建設機械による基盤整備	自社の建設機械を使って農場整備や耕作放棄地の再生を行う	12事例
G	工程管理の導入	工程管理の手法を分散農地の耕作に導入し、生産性の向上をめざす	5事例
H	企業型農業の展開	農作物の生産だけでなく、加工や販売、観光農園や農業体験のアグリビジネス展開を図る	18事例
I	農業と建設業の連携	米づくり名人の農家と連携し優良な米を生産するなど、建設業と農業の新たな連携を行う事例が4ある。	4事例

ビジネス展開を図る事例が18、米づくり名人の農家と連携し優良な米を生産するなど建設業と農業の新たな連携を行う事例が4ある。

これらの可能性のうちで、「E.農業の機械化」「F.建設機械による基盤整備」「G.工程管理の導入」は、表-1の事例番号 1, 3, 4, 16, 19, 21, 25, 33において、農業の生産性を向上させる傾向が見られる

c) 農業参入における一般的な課題

農業参入 40 事例の文献から、建設業の農業参入における一般的な課題を抽出したところ 61 の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて「作付作物の選択」「販売先の確保」「農業技術の習得」「参入資金の確保」「運転資金の調達」「農地取得の難しさ」「労働力の確保」「地元（農家 JA 等）との調整」「農業生産法人検討」「参入手続き」「参入形態の選択」「助成制度」の12 項目に整理した。その内容を表-4 に示す。

農業参入 40 事例の文献から、農業参入後における一般的な課題を抽出したところ 47 の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて「収支改善」「販路の拡大」「農業技術の習得」「生産の安定化」「農業の規模拡大」「アグリビジネス展開」「農地

表-4 40事例における農業参入時の一般的課題

一般的課題	事例調査から得られた一般的課題の内容	事例番号
作付作物の選択	様々な作物を候補として、立地条件、市場動向を踏まえた選択 健康指向、安心安全などの付加価値をもつ作物の探索。	36, 38 7, 30
販売先の確保	農業の市場動向の把握、および消費者ニーズの調査。 農産物の新し・販売先候補の探索。 流通・輸送ルートの効率性の検討。	29 33, 29 19
農業技術の習得	自治体の推奨作物の場合、自治体の技術支援を依頼。 地域に実績がない場合、外部の技術ノウハウの取得が必要。 施設栽培の場合、メーカーによる支援を検討。 大学・研究機関の技術指導を受けることを検討。 地元の自治体、農家、農協の協力をえる努力が必要。	20, 38 7, 30 6 7, 16 11, 16
参入資金の確保	建設会社に農業に進出する余剰の資金があるかを検討。 銀行・信用金庫等の民間金融機関に相談。 建設会社は農外企業のため、制度融資の対象外。	32 24 15
運転資金の調達	運転資金の調達ルートの探索。 事業計画を立案し、金融機関と交渉。	32 24
農地取得の難しさ	自社・經營者が保有している土地の有効利用を検討。 農地法のため、農地取得の制限が多く農地の情報の把握も難しい。 市町村を介して農地を借り入れすることを検討。 遊休地、耕作放棄地の利用を検討。	19, 11 39, 41 38, 40, 6, 16
労働力の確保	農作業従事者を自社の保有する労働力で賄えるかを検討。 従業員の中に兼業農家や経験者かいるかを調査。 農業経験者の採用を検討。 建設従業員の余剰対策としての農業を模索。	3 1, 11 2 3, 4, 16
地元(農家JA等)との調整	地元の農業協同組合との事前協議が必要。 地元の農家の同意を得るのに事前協議が必要。 建設業の受注請負と異なる農業生産・経営の業習慣にとまり。	1, 2, 25, 31 20, 26, 29 5, 15, 36
農業生産法人検討	役員の過半数以上が農業関連従事農外者の出資合計が4分の1以下、売上げの半分以上が農産物関連という諸要件が難しい。	22, 27
参入手続き	農地取得、農業法人の立ち上げ等の手続が煩雑。 特定法人の設立要件に対して制約が多すぎる。	29, 35 39
参入形態の選択	農地利用の有無、農業生産法人の要件を充足可能かなど様々な要素を考慮し参入形態を選択する必要がある。 農地法の制約が多過ぎる。	1, 39, 41
助成制度	農作業受託では、農業機械の導入時に制度融資が使えない。 農外企業として参入する時に公的支援策がない。 農業参入時に、農外企業は制度融資が使えない	3, 4 3, 15, 20 6, 41

注) 「参入時」とは参入の検討と参入手手続きの段階をさす

の改良投資」「資金調達」「建設市場の縮小」「制度上の問題」の10 項目に整理した。その内容を表-5 に示す。

ここで「参入時」とは参入の検討と参入手手続きの段階をさし、「参入後」とは農業生産を開始した後の段階をさす。「参入時」と「参入後」の両表ともに、多様で重要な課題が得られたと思われる。

表-5 40事例における農業参入後の一般的課題

一般的課題	事例調査から得られた一般的課題の内容	事例番号
収支改善	受取価格の高い販売ルート選び、出荷量を確保する努力	24, 34
	加工・販売・観光への多角化による収支改善への努力	8, 18
	地元の商工会 観光協会の協力が必要	20, 31
販路の拡大	農協の流通ルートは手数料が高い	37, 22
	過疎地のため、販売先をみつけるのが難しい	15, 34
	公共事業の受注に慣れていたため、販路開拓を難しく感じる。	11, 15
	ブランドを確立し販売の強化をめざすことが必要	5, 10, 24
	インターネットによる販売の模索	7, 8
	販路開拓に関する公的支援が必要	10, 15, 37
農業技術の習得	地域の農業者との人的なつながりを構築する必要	40
	新規の作目の場合、地域外の専門家から技術を習得する必要	17
	農産物が市場の規格に合わず、市場出荷が難しいことがある	11, 37
	技術の向上と人材育成が重要	24, 33
生産の安定化	安定化のために作物の栽培方法、栽培期間の見直しが必要	6
	安定供給体制の確立が課題	10, 22
	病害虫の被害、連作障害天候不順で安定供給が難しい	23, 27
農業の規模拡大	農作業受託だけでなく業務範囲の拡大を検討	2
	機械を大型にして、大規模農業を展開し、コストを下げる	3
	経営安定のために農業の大規模化を模索。	19, 21, 32
アグリビジネス展開	通年の仕事確保のため堆肥製造、改良土への多角化が必要	4, 12
	観光牧場、レストラン、加工業への展開が必要	8, 10, 13
	ワイン製造、水産加工等 地域ビジネスへ多角化への努力	17, 26
農地の改良投資	元耕作放棄地であった農地の改良に多額の投資が必要	39
	農業生産物の向上のために農地の改良が必要	27
資金調達	農業の制度融資を受けることが難しい	15
	銀行・信用金庫等の民間金融機関の利用を模索	4, 24
建設市場の縮小	土木工事の落ち込みが大きく資金調達が難しくなった。農業経営拡大への余裕がない	3, 4, 22
制度上の問題	農地法のため農地取得に制約が多く規模拡大が難しい	1, 39
	農業参入後に建設業の経営事項審査の評価が下がった	8, 10, 28
	都市計画法と農振法の土地利用規制が多岐雑	8, 18

注) 「参入後」とは農業生産を開始した後の段階をさす

(2) 農業参入のアンケート調査による課題の把握

40事例調査では、建設業の農業参入における可能性と一般的な課題を抽出した。農業参入における課題を詳しく把握するために、一般的な課題であがった項目をもとに選択肢を作成してアンケート調査を行った。

アンケート調査は2007年に行い、地方自治体による事例集、ホームページ、新聞検索などの各種の公表資料から、農業に取り組んでいるとされる建設会社を50社選び、アンケート票を郵送した。送付した50通のうち、回収は31通で、回収率は62%であった。図-1に示すように、このうち40事例と重なる会社は12社である。

a) 回答企業の属性と農業参入の概況

回答企業31社は、地方の中小建設業であり、資本金は100万円から9,800万円で平均は3,654万円、従業員数は4人から200人で平均は45.7人、売上は800万円から60億円



図-1 建設業の農業参入アンケート調査 31社

で平均は13億4千万円の企業である。資本金、従業員数、売上とも、回答企業間にばらつきがある。

企業の所在地は図-1に示すように、東北8社、山陰8社、関東・東山4社、北陸3社、北海道2社、山陽2社、四国2社、九州1社、東海1社と全国に分布している。

回答企業の農業分野の規模は表-6に示すように、1社あたりの売上は0円から67,000万円で平均は5287万円、1社あたりの経営面積は7.95aから12,339aで平均は1,142a（農作業受託と畜産を行う企業を除く）である。農業分野の常勤従事者の数は1人から18人で平均は3.5人である。農業分野の売上、経営面積、従業員数とも、回答企業間にばらつきがある。

農業の生産方式は、田・畠・果樹が19社、施設栽培が8社、農作業受託が5社、畜産3社、きのこ栽培が4社である（複数の方式を行う企業有り）。

栽培作目は、回答企業が31社に対して、作目数は51と多様である。水稻7社、ブルーベリー5社の他は、ネギ、ハーブ、ハト麦など49作目はそれぞれ別々の1社が栽培している。有機栽培・減農薬栽培を行う企業が2社、健康食品や薬用作物など、付加価値の高い栽培法や作目を選ぶ企業が10社ある。

参入形態は、農外企業として参入11社、別会社の農業生産法人で参入12社、特定法人として参入3社である（有効回答26）。

農業分野の収支は24社が赤字基調、4社が収支均衡、1社が黒字基調である（有効回答9）。

農業参入の動機は、「公共事業の減少」が30社、「建設業の技術・ノウハウが活用できると考えた」が4社、「農業・建設業とともに衰退したら地域が維持できなくなる」が8社、「将来、農業が地域を支える産業になるとと思った」が7社、「経営資源（労働・土地等）の有効活用のため」が4社である（複数回答可）。

表-6 農業分野の売上(単位:万円), 経営面積(単位:a) 2006年度

順位	売上	経営面積	順位	売上	経営面積	順位	売上	経営面積
1	67,000	850	11	2,400	1,000	21	500	16
2	13,488	600頭*	12	1,943	1,895	22	450	45
3	11,700	95,000 [◎]	13	1,500	150羽*	23	200	350
4	10,000	65	14	1,392	450	24	200	16
5	8,695	100	15	1,200	1,960	25	50	290
6	7,800	4,200	16	1,030	905	26	1	10
7	7,000	12,339	17	800	2,500羽*	27	0	700
8	3,900	7.95	18	667	1,313 [◎]	28	0	350
9	3,581	3,611	19	500	450	29	0	330
10	3,100	200	20	500	105	30	0	129.4
				31	0			95

注: 本表は売上の多い順に並べた売上に関して、2006年度から生産している場合、2006年12月までの売上 経営面積は農作業受託面積を含む。経営面積の欄で※のある数字は畜産における飼育頭数を ◎は農作業受託を表している。

b) アンケート調査で得られた参入における課題

「農業参入時において課題となったものは何か」の設問を、農業参入40事例の文献調査における「農業参入時の一般的な課題(表-4)」の12項目のうち、「参入形態の選択」「助成制度」を除く10項目を回答の選択肢として作成した複数回答可で最も当てはまる課題(第一位)を一つ選ぶことを依頼したなお「参入形態の選択」「助成制度」の2項目は、次節の「c)回答企業の制度への要望」の対象とした。

表-7は、建設業の農業参入時における課題の回答結果である。参入時の課題として回答数が最も多かったものは「販売先の確保」である。特に、農業部門の売上下位のグループでは、重要な課題としてあげる企業が12社あった。

2番目以降は「農業技術の習得方法」「農業参入に必要な資金の確保」「作付作目の選択」「運転資金の調達方法」「地元との調整」「農業生産法人設立要件の難しさ」「労働力の確保」と続いている。

回答者が第1位に選んだものは多い順に、「販売先の確保」「農業技術の習得方法」「運転資金の調達方法」である。

参入時の課題として「運転資金の調達方法」を選んだ企業5社のうち、第1位の課題とした企業が3社あり、資金の確保が難しい企業ではそれが重大な課題となっていることがわかる。

表-7 農業参入時における課題

	複数回答 (有効回答数31)			第一位 (有効回答数20)		
	合計	売上上位	売上下位	合計	売上上位	売上下位
販売先の確保	20	8	12	7	2	5
農業技術の習得方法	17	10	7	3	1	2
農業参入に必要な資金の確保	10	5	5	2	1	1
作付作目の選択	5	2	3	0	0	0
運転資金の調達方法	5	3	2	3	3	0
地元との調整(農家・JA・農業委員会など)	3	2	1	1	1	0
農業生産法人設立要件を満たすことが難しい	3	1	2	1	0	1
労働力の確保	3	3	0	1	1	0
農地取得の難しさ	2	1	1	0	0	0
参入手続きが煩雑	2	0	2	1	0	1
その他	4	2	2	1	1	0
合計	74	37	37	20	10	10

注) 売上上位・売上下位は農業部門の売上16社、下位15社を示す。

「農業参入後において課題となったものは何か」の設問を、農業参入40事例の文献調査における「農業参入後の一般的な課題(表-5)」の10項目のうち、「制度上の問題」を除く9項目を回答の選択肢として作成した複数回答可で最も当てはまる課題(第一位)を一つ選ぶことを依頼した。なお「制度上の問題」の項目は次節の「c)回答企業の制度への要望」の対象とした。

表-8は、建設業の農業参入後における課題の回答結果である。参入後の課題は回答の多かった順に「販路の拡大」「収支改善」「建設業の落ち込み」「農業技術の習得及び向上」「アグリビジネス展開が難しい」「安定した生産ができない」「農業の規模拡大」「資金調達」「農地の改良投資」である。

回答者が第1位に選んだものは多い順に、「販路の拡大」「収支改善」「農業技術の習得および向上」であり事業性の確保と技術の習得の重要性が高いことがわかる。

1社平均の課題の選択数は参入時は2.4個、参入後は2.8個である。農業部門の売上を上位・下位に分けて結果を見てみると、参入時の表-7、参入後の表-8ともに、課題の選択において大きな違いはなかった。

参入時、参入後ともに、販路の確保、技術の習得、資金の調達が大きな課題になっている。

表8 農業参入後における課題

	複数回答 (有効回答数29)			第一位 (有効回答数24)		
	合計	売上 上位	売上 下位	合計	売上 上位	売上 下位
販路の拡大	19	9	10	8	4	4
収支改善	12	8	4	5	3	2
建設業の落ち込みが 予想以上に大きい	11	5	6	1	0	1
農業技術の習得及び向上	9	3	6	3	2	1
アグリビジネスの展開が 難しい	8	5	3	0	0	0
安定した生産ができない	6	4	2	2	1	1
農業の規模拡大	5	2	3	1	0	1
資金調達	3	2	1	2	1	1
農地の改良投資	3	0	3	0	0	0
その他	4	3	1	2	2	0
合計	80	41	39	24	13	11

注) 売上上位・売上下位は農業部門の売上15社、下位14社を示す。

c) 回答企業の制度への要望

「どのような制度があれば 参入が促進されると思うか」の設問を、「農業参入時の一般的な課題（表4）」と「農業参入後の一般的な課題（表5）」から抽出した9の制度への要望を、回答の選択肢として作成した複数回答可で、最も当てはまる課題（第一位）を一つ選ぶことを依頼した。また、その他の意見・要望として自由記入の欄を設けた。

農業参入時の表4から抽出した要望は「農業参入における制度融資の拡充」「農作業受託の企業にも農業に対する融資をしてほしい」「農用地取得に関する制度（農地法）の見直し」「特定法人の要件緩和」「農業生産法人の設立要件緩和」である。

農業参入後の表5から抽出した要望は「販路開拓に関する支援をしてほしい」「建設業の経営事項審査への配慮をしてほしい」「都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し」である。

表9は設問に対する回答である制度への要望として、「参入時における制度融資の拡充」「販路開拓への支援」「建設業の経営事項審査への配慮」「農用地取得に関する制度」の順に回答が多かった。

回答者が第一位に選んだものは、「販路開拓への支援」「参入時における制度融資の拡充」「建設業の経営事項審査への配慮」の順に多かった。

農業部門の売上下位のグループでは13社中10社が「販路開拓への支援」を選んでおり特に強い要望となっている。この他の項目は 売上上位、下位における違いはあまりみられなかった。

表9 農業参入の制度に対する意見・要望（複数回答）

	複数回答 (有効回答数27)			第一位 (有効回答数21)		
	合計	売上 上位	売上 下位	合計	売上 上位	売上 下位
農業参入時における制度融資の拡充	16	8	8	5	3	2
販路開拓に関する支援をしてほしい	15	5	10	7	3	4
建設業の経営事項審査への配慮をしてほしい	14	7	7	3	2	1
農用地取得に関する制度（農地法）の見直し	10	4	6	0	0	0
農業生産法人の設立要件緩和	7	3	4	2	2	0
農作業受託の企業にも農業に対する融資をしてほしい	6	4	2	1	0	1
都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し	5	2	3	2	1	1
特定法人の要件緩和	4	2	2	0	0	0
その他	2	2	0	1	1	0
合計	79	37	42	21	12	9

その他の意見・要望（自由記述）

農業技術がない リスクが大きいために生産開始時は経営が不安定になるが必至である そのため 参入後数年間にわたって助成をしてほしい
参入の総合的な窓口がほしい
補助金の窓口をJAではなく、行政が行うべきである
農薬・化学肥料・除草剤の多投への制限をすべき
遊休農地を利活用できるための制度を設立してほしい
安心安全農産物に対する助成をもっとしてほしい
環境保全型農業に対する助成をもっと行うべきである

注) 売上上位・売上下位は農業部門の売上15社、下位13社を示す。

その他の意見・要望への自由記述では総合的な参入窓口、環境保全型農業への助成などの要望があった。

d) 課題への回答企業の対応

アンケートで示された参入時 参入後の課題に対する企業の対応について、自由記述的回答を収集した各企業の対応は多様であり、参入時の対応として57、参入後の対応として41の回答が得られた。各回答は、参入時や参入後の各課題に必ずしも対1で対応しておらず、複数の課題に対応するものもある。ここで、参入時と参入後の課題を大きな分類でくくりこれら回答を整理することとした。

企業が異業種に参入する場合の課題の分類としては一般的に、(イ)事業性の確保、(ロ)技術・ノウハウの習得、(ハ)資金の調達、(ニ)業習慣（業種毎の習慣）の相違、(ホ)制度上の課題の5つが想定される。

農業参入時における課題（表7）、農業参入後における課題（表8）を、この5つの分類に当てはめたところ

次のように分けることができた

- (イ)事業性の確保：参入時の課題「販売先の確保」「作付作目の選択」「労働力の確保」参入後の課題「販路の拡大」「収支改善」「アグリビジネスの展開が難しい」「安定した生産ができない」「農業の規模拡大」
- (ロ)技術・ノウハウの習得：参入時の課題「農業技術の習得方法」。参入後の課題「農業技術の習得及び向上」
- (ハ)資金の調達：参入時の課題「農業参入に必要な資金の確保」。参入後の課題「建設業の落ち込みが予想以上に大きい」「資金調達」「農地の改良投資」
- (二)業習慣の相違：参入時の課題「地元との調整（農家・JA・農業委員会など）」。
- (ホ)制度上の課題：参入時の課題「農業生産法人設立要件を満たすことが難しい」「農地取得の難しさ」「参入手続きが煩雑」

この5分類で、課題への回答企業の対応を整理しその結果を表-10に示す。

表-10 「農業参入時、参入後の課題への回答企業の対応」においては、参入時と参入後を合わせて、「(イ)事業性の確保」への対応が最も多かった。参入時には、各所へ営業 市場出荷、県の紹介、マーケティング機関の利用による販路の確保をはじめ建設業の繁忙期と重ならない作目の選択など20の対応がある。参入後には、販路拡大、生産規模拡大、アグリビジネス展開、人件費削減などに関して28の対応がある。

次に「(ロ)技術・ノウハウの習得」への対応が多い。参入時には、視察・研修・講習会に参加 農業者の指導を受けるなど22の対応がある。参入後には、研修会に参加、栽培技術の向上に務める 技術指導を受けるなど9の対応がある。

3番目に多いのは「(ハ)資金の調達」への対応である。参入時には建設部門の資金を利用 制度融資の利用 地方銀行へ協力要請などの11の対応があり、参入後には制度融資の借入、建設部門の資金から借入などの9の対応がある。

「(二)業習慣の相違」では参入時に、農地取得や栽培作物の選定で 地元の農業者との合意形成への努力がなされており、参入後には地域の共同作業に協力することで地元の農業者との融和を図っている

「(ホ)制度上の課題」では参入時に「自社で農地調査を行い農地を確保」「農業生産法人の設立で農業委員会に指導を仰ぐ」が対応としてあげられている

e) アンケート調査で把握された課題と各企業の対応

アンケート調査で把握された課題と各企業の対応について、d)で述べた5分類を用いて、それぞれ述べる

(イ)事業性の確保

参入時・参入後共に、最も大きな課題は「販売先の確

表-10 農業参入時、参入後の課題への回答企業の対応

	参入時の対応	参入後の対応
(イ) 事業性の確保	直接、営業することで販路確保(6) 市場へ出荷することで販路確保(4) 県の紹介で販路確保(2) 民間企業主催の勉強会に参加 マーケティング機関を利用 努力したが販売できず(2) 建設業の繁忙期と重ならない 作目を選択 建設部門以外からパート職員採用(3)	販路の拡大のため、自力で営業(5) 町・商工会・農家との連携で販売促進(2) 商品(ダチョウ)認知のためのPRを行う 農産物の品質向上につとめて販路拡大 市場調査をリサーチ会社に依頼 流通関連企業・金融機関の支援を受ける 地方公共団体の支援を受ける 販売戦略見直し 新規の生産物の開発 栽培技術の向上を図る 生産規模拡大を図る(4) 作付時期調整で農作業受託面積を拡大 農産物の加工場を取得 他種の農業者と連携を図る 農業部門拡大・アグリビジネス展開する 人件費削減(2) 農作業受託に関する料金の改定 建設業から農業へ労働力を移動させる 社員の家族を勤員する
(ロ) 技術・ノウハウの習得	視察・研修・講習会に参加(9) 農家・普及員等から直接指導を受ける(7) 自ら試行錯誤(2) 県から作目選択の指導を受ける(3) 農業関連企業に指導を受ける	農業技術の研修会に参加(2) 農業技術を自力で習得 安定生産めざし栽培技術向上に努力(3) 地方自治体・JAの農業指導を受ける 農業関連企業の技術指導を受ける 加工に関する知識を習得
(ハ) 資金の調達	建設部門の資金を利用(7) 制度融資・助成金を利用(2) 助成金と自己資金の両方を利用 地方銀行へ協力要請	制度融資の利用(2) 建設部門の資金より借り入れ
(二) 業習慣の相違	農地取得にあたり、地元農家との合意形成に苦労。既存農家と競合関係にならない栽培作目を選定	水路管理等 地域の共同作業に協力
(ホ) 制度上の課題	自社で農地調査を行い、農地を確保 農業生産法人設立で、農業法人会議に指導を仰ぎ、なんとか設立できた	自由記述なし

自由記述による回答から作成 () は複数回答数

保」である。参入時の対応としては、自力で営業した企業が6社と多いが、市場出荷(4社)や県の紹介を利用した企業(2社)もある。販売できなかった企業も2社ある。参入後は、自力で営業が5社、町・商工会議所・農家との連携で販路拡大した企業が1社、リサーチ会社を利用した企業が1社ある。

参入後は、販売先の確保とともに「収支改善」が課題になる。農業分野の収支は24社が赤字基調、4社が収支均衡、1社が黒字基調である。

「収支改善」への対応としては生産規模拡大、人件費削減、栽培技術向上、新規の生産物の開発、販売戦略見直し、加工・販売へのビジネス展開という回答があつた農

作業受託の料金の改訂を委託先に要望した企業もある

建設業の農業参入では、事業性を確保するのは困難なため、販路開拓に関する公的な支援を求める意見が15社と多い。

(ロ)技術・ノウハウの習得

「農業技術の習得方法」は、参入時、参入後ともに重要な課題となっている。天候や土壤に左右され マニュアルどおりにいかない栽培技術の習得を課題とする企業が多い。栽培技術は、農産物の販売単価と収量に関わり収支改善のために重要である

参入時の農業技術の習得には、研修等に参加した企業が9社、農家・普及指導員の指導を受ける企業が社であり、自力で試行錯誤して習得する企業は2社であった。栽培技術の習得には、農業の専門家による指導を受ける企業が多い。行政による技術指導の果たす役割も大きい。また、地域で栽培実績の少ない作目に関しては地域外の農業者の技術指導を受ける会社がある

(ハ)資金の調達

「参入時の課題調査」で3番目に多くあげられたのは「資金の調達」の問題である。「農業参入の制度に対する意見・要望」で最も多かったのは公的な制度融資の拡充であり、16社が要望している

参入時の企業の対応としては「本業である建設部門の資金の利用」が7社と多かった。これは、建設会社は農業の制度融資の対象にならないため自己の資金を出した企業が多かったのが理由と思われる建設会社でも、別に農業生産法人を設立すれば制度融資の対象となりアンケート調査でも2社が参入時に制度融資を利用したと回答している

資金の調達が課題になっているのは、公共事業の縮小と共に、地方の建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資本が減少し 民間金融機関からの借入が難しくなりつつあるためと思われる 参入後の課題として、「建設業の落ち込みが予想以上に大きい」と答える企業が11社あることにも示されている。そのため、農業の制度融資を農業に参入する企業に拡充することを求める意見が多い。

(ニ)業習慣の相違

農業参入時にどのような課題があったかの回答に対し、「既存農家・JA（農業協同組合）などの地元との調整」が課題と答えた企業が3社あった。

参入時における企業の対応としては、「既存農家と競合関係にならない栽培作目を選定」「農地の取得において地元の既存農家との合意形成に苦労」がある参入後の対応としては、「水路管理等、地域の共同作業に協力」がある。地元の農家や農業団体との協力関係を築くことに努力する建設会社があることがわかる

(ホ)制度上の課題

農業参入の制度に対する意見・要望において多かったのは、1番が「参入時における制度融資の拡充」2番が「販路開拓に関する支援」である3番は、「建設業の経営事項審査への配慮」であり 農業に参入したことで負債が増して経営事項審査の評価が下がり公共事業の入札で不利にならないよう求めている

4番以降は、「農用地取得に関する制度（農地法）の見直し」、「農業生産法人設立要件の緩和」、「農作業受託の企業にも農業融資を」、「都市計画法と農振法の土地利用規制の見直し」「特定法人の要件緩和」が続いている。企業の農業参入が認められたとはいえたが条件が厳しすぎる所以より自由に農業に参入させて欲しいという要望が強いことがわかる

この他に行政に対する要望として「参入後の継続的な助成」「参入の総合的な窓口がほしい」「補助金の窓口をJA（農業協同組合）ではなく行政が行うべきである」「遊休地の利活用のための制度設立」の意見がある

(3) 農業参入に関する調査の小括

農業に参入した建設会社を対象に、40事例の文献調査、31社から回答を得たアンケート調査を実施することにより、事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達が重要な課題となっており 業習慣の相違、制度にも課題が存在することがわかった一方で、建設業の機械力や基盤整備力により農業が改善する可能性が一部に見られる。制度の見直しや公的支援への要望も多い対象企業数が限られているため 建設業の農業参入の全体を把握したとはいえないが 一般的な課題を抽出することができたと思われる。

3. 建設業の林業参入の調査

(1) 林業参入に関するヒアリング調査

建設業の林業参入における可能性と課題を把握するために、2008年9月から12月にヒアリング調査を行った建設業の林業参入は、その動きが始まった段階にあり、本格的な参入事例はほとんどないそこで、ヒアリング調査の対象として、建設会社が林業に参入しつつある岐阜県のひだ林業・建設業森づくり協議会（以後岐阜県協議会という）、林業および木材産業で先行的な取組みを行っている企業・団体社を選んだ（表-11）。

岐阜県協議会は 全国初の地域建設業協会と地域森林組合の連携である 林業および木材産業の5社は、群馬県、岐阜県、京都府にあり、業種は、林業事業体、林業経営者、森林組合、製材工場、合板メーカーである

限られた回答数と地域ではあるが林業・木材産業に

表-11 林業参入ヒアリング調査の対象

ヒアリング対象	略字
岐阜県協議会における建設業	(岐建)
岐阜県協議会における林業	(岐林)
岐阜県協議会における林政専門家	(岐専)
群馬県、林業事業体 K 林業	(林事)
岐阜県、林業経営者 N 林業	(林経)
京都府、森林組合 H 森林組合	(組合)
群馬県、製材工場 T 社	(製材)
京都府、合板メーカー H 産業	(合板)

関わる異なる業種を対象にしたため それぞれの立場からの回答を得ることができた

林業には、森林を所有し林業を経営する「林業経営体」、林業の施業を行う「林業事業体」、森林所有者の森林を取りまとめ、所有者に代わって森林の整備や管理を行う「森林組合」がある

このなかで、建設業が参入しやすい形態は「林業事業体」と思われる。新たに森林を取得して林業経営者になる方法もあるが、多額の資金が必要になり容易ではない。岐阜県協議会でも林業事業体への参入を検討しているため、本研究では「林業事業体」への参入を対象とすることにする。林業の事業は、造林、保育、伐採、植栽にむけた地拵えなどの森林施業と作業道整備をさすこととする。治山事業や林道整備は、林業の事業には含まれず、公共事業に含まれるものとする。なお、作業道は森林所有者がつくる簡易な道で、林道は恒久的な公共施設である

企業の林業事業体への参入は、制度上では、農地法の「農地を所有できるのは耕作者だけ」にみられるような制限はない。林業に必要な技術、機材を備えた企業であれば、林業事業に参入することができる。

a) 林業参入における可能性

ヒアリング調査から、建設業の林業参入における可能性を抽出したところ、42 の可能性があげられた。これらの可能性のうち、共通する項目をまとめて、「公共事業縮小による余剰人員の活用」「建設機械の活用」「建設業による路網整備の進展」「集約化施業の進展」「建設業と林業の協力による相乗効果」「森林の管理の高度化」「地元の木材加工の振興」「間伐材の利用の推進」「森林バイオマスの利用の促進」「森林再生による国土保全への貢献」CO₂ 吸収による地球温暖化防止」の11 項目に整理した 表-12 に、11 項目の内容を示す。回答の出所は、表-11 の略字を用いて示している。表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答である

は林業・木材産業の回答である

11 項目のうち、建設業と、林業・木材産業の両者が回答したものは 8 項目であり、両者に共通に認識されている項目が多い。この理由は、本調査の対象となつた林業・木材産業の回答者は、建設業の林業参入に前向きな者が多かったためと思われる。一般の林業者を対象とする時は異なる結果も想定される

建設業だけが回答して林業・木材産業が回答しなかつた項目は(10)「国土保全への貢献」であり、建設業の回答が林業・木材産業より多かった項目は(2)「建設機械の活用」である。林業・木材産業のみが回答した項目は(7)「地元の木材加工の振興」(8)「間伐材の利用」である。林業・木材産業の回答が多い項目は(4)「集約化施業の進展」(5)「建設業と林業の協力による相乗効果」である。

このように、建設業の林業参入における可能性として、公共事業で余剰となった建設業の人員や機械を活用すること、建設業の参入で路網整備や林地の集約化が進み林業の生産性が向上すること、間伐材の搬出と木材利用が進むこと、森林再生が国土保全、地球温暖化防止に寄与することが期待されている

b) 林業参入における課題

ヒアリング調査から、建設業の林業参入における課題を抽出したところ48 の課題があげられた。これらの課題のうち、共通する項目をまとめて、「作業単価」「仕事の確保について」「林業施業の収支」「補助事業と公共工事」「社内の合意」「林業技術の習得」「安全性の確保」「初期投資」「道づくりの相違」「異業種連携の不安」「集約化施業の難しさ」「森林簿の非公開・境界の不明確さ」「補助金制度について」「資格制度と公的制度」の14 項目に整理した

これらの 14 項目を、農業参入における課題の分類で示した (イ) 事業性の確保、(ロ) 技術・ノウハウの習得、(ハ) 資金の調達、(二) 業習慣の相違 (ホ) 制度上の課題の 5 分類にあてはめてみたところ 過不足なく分類できた。従って、林業参入の課題もこの 5 つに分類して考察することにする。その結果と内容を表-13 に示す。各回答の出所については 表-11 の略字を用いて示す。表の網かけのない欄は建設業、網かけの欄は林業・木材産業の回答である

林業参入の 14 項目の課題のうち、建設業と林業・木材産業の両者から回答を得たものは 1 項目であり、両者に共通に認識されている課題が多い。建設業のみが回答した項目は (イ) の「社内の合意」、(ホ) の「補助金制度」「資格制度と公的制度」の 3 項目であり、建設業の回答が多かった項目は (ハ) の「初期投資」である。林業・木材産業のみが回答した項目はな

かった。林業・木材産業から回答が多かった項目は
 (二)の「道づくりの相違」「異業種連携の不安」
 (ホ)の「森林簿の非公開・境界の不明確さ」である

表-12 ヒアリング調査で得られた林業参入の可能性

(1) 公共事業縮小による余剰人員の活用	
岐建	余剰となった建設業就業者の活用
岐建	開設期対策として林業を期待
岐林	間伐需要の増大で担い手が必要
岐專・林経	林業就業者不足の解消を期待
製材	林業事業体の育成が必要
(2) 建設機械の活用	
岐建	林業機械は建設機械のベースマシンに林業用のアタッチメントを接続する容易
岐建	余剰となった建設機械の転用可能
岐建	作業道が狭いため、小型機は転用可能
林事・林経	機械に慣れた建設業者は有力な担い手
(3) 建設業による路網整備の進展	
岐建	建設業の道作りを活かした路網整備
岐建	路網整備と機械化の推進による林業改革
岐專・林経	作業道整備の進展を期待
製材	作業道開設の担い手不足の解消
合板	路網整備で間伐材の搬出を期待
(4) 集約化施業の進展	
岐建	建設業の参入で団地化進む可能性
岐專	森林整備には団地化が必要、建設業の参入に期待
岐林	団地化の合意形成のための専門要員が必要
岐專	集約化施業は林業関係者だけでは難しい
岐專	木材安定供給には団地化が必要
(5) 建設業と林業の協力による相乗効果	
岐建	林業と建設業のノウハウを活かして協力し、機械化と搬出を推進
岐專	建設業と林業で搬出間伐を推進
岐林	林業と建設業の協働で森林整備面積の拡大
岐專	林業と公共事業の両方可能な事業体を期待
製材	異業種の参入で林業事業体の競争力向上
(6) 森林の管理の高度化	
岐建	建設のマネジメント力を森林計画に反映
岐專	現場対応が多かった森林施業に、建設会社の設計積算、工程計画等のノウハウを導入
林事	保守的な森林組合にとっては異業種の参入は良い刺激
(7) 地元の木材加工の振興	
岐專	搬出材の増加で木材産業や住宅の地場産業の活性化を期待
合板	建設業の木材への関心が高まることで、住宅・建築・土木で木材利用の増加を期待
(8) 間伐材の利用の促進	
岐專	林地残材となつて間伐材の搬出増加
岐專	間伐材の活用を期待、需要の開拓も重要
合板	間伐材を利用した合板の増産を期待
(9) 森林バイオマスの利用の促進	
岐建	林地残材を搬出し、森林バイオマスとして利用
岐專	森林バイオマスのニーズが高まっており、路網整備で搬出が増えると期待
(10) 森林再生による国土保全への貢献	
岐建	森林整備は国土保全につながる
岐建	搬出間伐の増加による流木災害の減少
(11) CO ₂ 吸収による地球温暖化防止	
岐建	森林整備は地球温暖化防止に寄与
林経	CO ₂ 削減に向け森林への期待高まる
岐專	京都議定書のCO ₂ 削減の為に間伐が必要

注) 表の網かけのない欄は建設業網かけの欄は林業・木材産業の回答

表-13 ヒアリング調査で得られた林業参入の課題

(イ) 事業性の確保	
作業単価	
岐建	林業の作業単価は建設業よりも低い
岐建	作業道の単価は自動車道の約百分の一道路の構造基準や道幅は異なるが価格差はない
岐專	作業道は低コストに抑えべき
仕事の確保について	
岐建	林業の充分な仕事量が確保できるか不安
岐建	団地化が困難なため作業道や集約化施業の類在化が難しい
岐林	森林整備の需要は多いものの団地化の遅れで事業量の確保が難しい
林事	仕事確保には森林組合との話し合いが必要
林業施業の収支	
岐建	効率の良い作業システムの構築が課題
岐建	作業道整備・間伐施業等の標準経費の補助金だが採算が不安
岐林	原木販売による収入は搬出コストに比較して森林所有者の施業に対する低い関心
合板	自由貿易による安い木材の輸入で木材価格が低廉木価格の低下
林業事業と公共工事	
岐建	補助事業による森林施業と公共工事は形態が違う。公共工事は請負であり最初から金額がある。林業は、施業の終了後に審査され支払い額が決まる。審査の基準もわかりにくい
岐林	林業と建設業は受注形態が異なるこの違いに慣れる必要あり
社内の合意	
岐建	社内の合意を得るのが難しい
(ロ) 技術・ノウハウの習得	
林業技術の習得	
岐建	作業道作設 木材運搬は建設工事に近く習得しやすいが作業道の線形計画 選木 伐倒 かかり木処理 造材、等級判定は難しい
岐建	林業全般について勉強の必要あり
岐林	重機の操作は問題ないが伐倒方向 玉切り、等級判定は特に経験が必要
製材	林業のベテランによる実地指導が必要
安全性の確保	
岐建	林業作業は土木工事より危険性が高い。対策が必要
岐建	斜面でのチェーンソー扱いや倒木は危険
岐建	事前調査が充分でなく作業道を作る時の落石等に危険を感じる
製材	建設業は林業の危険性をよく理解すべき
(ハ) 資金の調達	
初期投資	
岐建	林業機械等の初期投資額が見積り難い
岐建	建設業は経営が厳しく投資に限界
岐建	森林組合向けの林業機械の補助金制度建設業者にも拡充してほしい
岐建	参入時の公的融資の拡充を要望
岐建	林業機械のリース・レンタルに対する補助金の要望
製材	林業機械リースへの支援が必要
(二) 業習慣の相違	
道づくりの相違	
岐建	土木では恒久的な道路を作つて簡単に道づくりである木では事前測量と設計図書をそつて施工する。林業では、山の現場で作業道の線形を決めて耐久性に対する配慮が少ない
岐林	建設業は、林業のための作業道の理解不足
岐專	建設業には緻密な設計図書がある。林業にはない。林業側に改善の余地がある
組合	土木の道作りに固執せ林業の道作りを学ぶべき
異業種連携の不安	
岐建	森林組合の協力がなければ林業参入は難しい
岐林	森林組合によって状況・立場が異なることを理解してほしい
岐專	森林組合が建設業の林業参入に異議を唱える場合がありうる
組合	建設業は林業を学んだ上で参入すべき
(ホ) 制度上の課題	
集約化施業の難しさ	
岐建	林地の境界が不明で不動・不明所有者が増え、団地化の合意を得るのが困難
岐林	民有林において所有者に団地化をよびかけて集約化施業を提案する専門の人材
林事	建設会社の地元の人脈を頼りに団地化を進める方法を促進の制度が必要
合板	林地の集約化の困難が構造的課題
森林簿の非公開・境界の不明確さ	
岐建	森林に関する森林簿等が森林組合以外の者は入手できないために、林地の所有者と林地の境界を確認することが難しく森林簿を公開して欲しい境界確認を進めて欲しい
林事	建設業は森林簿を入手できない。林地の所有者を知るために、相当な苦労を予想
組合	林地境界の不明と森林簿の不正確さが林業の最大の懸念。見直しが必要
組合	建設会社が森林簿等を市町村役場で閲覧できること内容が実測と異なる場合が多い
補助金制度について	
岐建	施業に関わる補助金の手続きが複雑で簡素化を要望
岐建	森林組合を通さないと申請が難しい
岐建	補助金の完了審査の基準と事後精算の仕組みがわかり制度の見直しを要望
資格制度と公的制度	
岐建	林業の資格や森林区分や保安林制度などの公的制度がわかりにくい

注) 表の網かけのない欄は建設業網かけの欄は林業・木材産業の回答

(2) 林業参入のアンケート調査による可能性と課題

ヒアリング調査によって、岐阜県協議会の建設業者・林業者・林政専門家、林業事業体、林業経営者、森林組合、製材工場、合板メーカー、それぞれの異なる立場から、林業参入における可能性や予想される課題について網羅的な回答を得た。次にこれらの可能性と課題の重要性を把握するために、岐阜県協議会に属する建設会社40社に2008年11月にアンケート調査を行った40社は、林業参入を検討中の未参入企業である。

ヒアリング調査をもとに作成した可能性の選択肢(10項目)、課題の選択肢(14項目)に対し、選択肢の中から該当する項目を5つ選択し、優先度の高いものから5点から1点までの得点を回答者に依頼してその合計を算出した。これらの結果を図-2、図-3に示す。

a) 林業参入における可能性のアンケート結果

林業参入における可能性を尋ねる設問では、表-12「ヒアリング調査で得られた林業参入の可能性」の11項目を、回答の選択肢とした。参入の可能性に対するアンケート結果を図-2に示す。最も高得点は「林業と建設業の協働で新しい林業システムを目指せる」(100点)、次いで「余剰人員を活用できる」(98点)、「路網整備に建設業の技術を活かせる」(85点)、「林業に建設機械を活かせる」(58点)である。

中間的な得点は、「木材を利用した地場産業が活性化する」(51点)、「集約化施設に建設業の力が活かせる」(47点)、「建設業のマネジメント力が活かせる」(40点)、「森林再生により国土保全に貢献できる」(38点)である。

一方、得点が低いのは、「森林バイオマスを活用できる」(9点)、「間伐材を山から出して活用できる」(20点)、「CO₂吸収が将来ビジネスになる」(21点)である。

この結果から、路網整備や機械化を進めて、林業との協働で新しい林業をめざすために「建設業の力を活したい」という強い希望がわかる。そこで生まれる効果として、搬出材の増加 地場産業の活性化 集約化施設の進展、国土保全にも期待がある。ただし、森林バイオマスの活用やCO₂吸収という効果への期待は高くない。林業参入のヒアリング調査で、林業・木材産業だけが回答した可能性「地元の木材加工の振興」「間伐材の利用」の得点は、それぞれ51点、20点である。林業・木材産業から回答が多くかった「建設業と林業の協力による相乗効果」は100点、「集約化施設の進展」は47点である。「間伐材の利用」の得点がやや低いものの建設業と林業・木材産業の間に、今後の可能性に関する意識に大きな違いがないことがわかる。

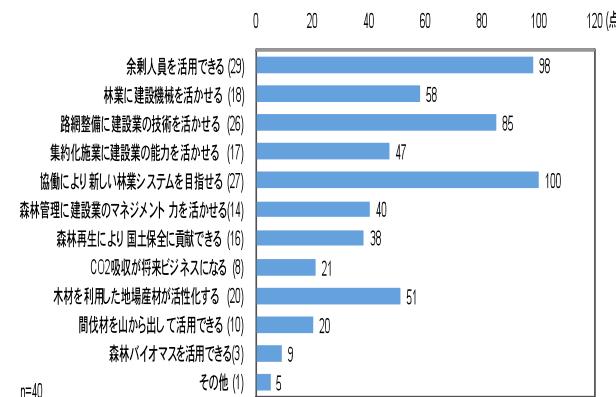


図-2 建設業の林業参入における可能性

注) () 内の数字は回答数

b) 林業参入における課題のアンケート結果

林業参入における課題を尋ねる設問では、表-13「ヒアリング調査で得られた林業参入の課題」の14項目を、回答の選択肢とした。林業参入における課題のアンケート結果を図-3に示す。最も高い点数だったのは「採算が取れるか分からず」(130点)、「林業のことをあまり知らない」(77点)、「初期投資にどれだけかかるか分からず」(60点)、「仕事量が確保できるか分からず」(48点)、「建設業と林業の作業単価に差がある」(46点)である。

中間的な点数になったのは「民有林の集約化施設が難しい」(42点)、「森林組合・民間事業者との連携に不安がある」(40点)、「補助事業(林業)と公共事業(建設業)は形態が違う」(40点)、「林業作業の安全性に不安がある」(36点)、「土木の道づくりと林業の路網づくりは違う」(32点)である。

一方、点数が低いのは、「社内の合意を得るために労力を要する」(0点)、「補助金等の手続きが分からず」(8点)、「資格制度が分からず」(8点)、「林地情報(境界線)が分かりにくい」(10点)である。

この結果から、林業自体の収益性が低いなかで、「林業分野で経営が成り立つかどうか」について強い懸念を抱いていることがわかる。次に「林業のことをあまり知らない」という回答が多いが具体的に林業に参入しようとする時に、実際の仕事や仕組みについて知識が不足していることに気づいた者が多いと思われる。さらに、林業に参入した時にすぐに直面しそうな集約化の難しさ、森林組合との連携の難しさ、公共事業と違う仕組み、危険な林業作業、林業との道作りの違いにも不安を持っている。ただし、参入後しばらく経過して現れてくる補助金制度の複雑さ、資格制度、林地の境界不明確さは、まだ重大な課題として認識されていないと思われる。

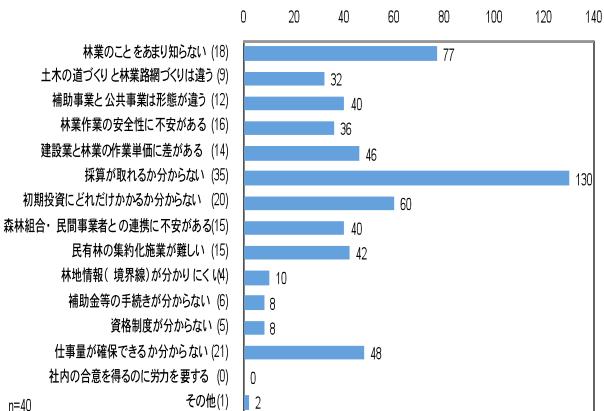


図-3 建設業の林業参入における課題

注) () 内の数字は回答数

なお、林業参入のヒアリング調査で、林業・木材産業連携の不安」「境界の不明確さ」の得点は、それぞれ32点、40点、10点であり、低めの点数になっている建設業と林業・木材産業の間に、課題に対する意識のずれがあることがわかる。

アンケート調査は、未参入の建設業者を対象としているため、ヒアリング調査で林業者が重視した課題や参入後に現れる課題のように、林業に実際に従事する前には実感しにくい課題は評価が低くなったものと思われる。

(3) 林業参入の調査で把握された課題

建設業の林業参入のヒアリング調査とアンケート調査で把握された課題について、ヒアリング調査の課題で用いた5分類にわけて、それぞれ述べる。

(イ) 事業性の確保

建設業は、林業事業の採算や仕事量の確保に対する不安が強い。事業性を確保するには、作業道整備と機械化を進め、効率の良い作業システムの構築が必要という意見がある。

建設業、林業・木材産業ともに、森林整備の潜在需要は多いものの、仕事量が確保できるかどうかを懸念している。林地の境界の6割が未確定で、森林所有者の4分の1が不在所有者であり、林地の集約化が進んでいない。そのために、作業道の整備や森林施業が顕在化しにくい。木材産業から、林地の集約化を促進する制度「集約化専門家の育成」が必要との意見がある。

建設業は、補助事業による森林施業と公共事業の請負の受注形態が異なることを懸念している。補助事業の仕組みがわかりにくく、入札時に金額が決まる請負と異なり、林業は終了検査の後に精算される。ただし、ここにあげられた補助事業は、私有林の森林施業の場合を指している。国有林や公有林では、民間委託による素材生産請負事業も行われており、一定の要件を満たせば、入札

に参加できる。

(ロ) 技術・ノウハウの習得

林業の技術の中でも、伐る木を選ぶ選木、チェーンソーによる伐倒、かかり木処理、造材などは、危険を伴い、習得するのに時間がかかる。林業・木材産業からは、林業のベテランによる実地指導が必要。林業の危険性をよく理解すべきという意見がある。

建設業は、習得すべき知識として、技術だけでなく、林業の制度や補助金申請を含む林業全般をあげている。林業では、個人就業者への講習や実技指導は行われてきたが、企業向けの講習はほとんどなく、習得方法が課題になっている。

(ハ) 資金の調達

林業では、まだ林業参入の事例が少ないこともあり、初期投資にどれだけかかるかわからないという課題がある。林業機械は普及台数少なく、一台あたりの単価が高額になる傾向がある。建設会社の経営は悪化傾向にあり、林業機械の購入資金の調達が難しいという指摘がある。

建設業から、林業者向けの制度融資や機械購入時の補助金を、林業に参入する建設会社にも拡充してほしい。また、林業機械のリースやレンタルへの補助金を拡充してほしいという要望がある。

林業機械は、建設機械のベースマシンに林業用のアタッチメントを接続したものが多いため、既存の建設機械のリース・レンタル会社が林業機械のリース・レンタルを行うことができれば、林業参入する建設会社の初期投資の軽減につながる可能性がある。そのため、林業機械に関する補助金を、購入にだけでなく、リース・レンタルも対象にする要望が出ていると思われる。

(ニ) 業習慣の相違

建設業には、「作業道の単価は、林道や自動車道の約百分の一」という回答に代表される道の価格差へのとまどいがある。恒久的な公共施設としての「林道」と一時的な施設として森林所有者が整備する「作業道」では規格が異なる。

建設業はこれまで長期使用を前提に林道や道路を時間と費用をかけてつくってきた。一方、作業道は、山林にいき、その場で線形を決め、簡易な工法で施工する安価であるが、繰り返し使える生産基盤にはなりにくい。

林業から、建設業者に対して、林業の道作りを学ぶべき、低コストに抑えるべきという意見がある。その一方で、森林施業の機械化と木材搬出のために作業道の耐久性を高める必要が出始めている。耐久性のある作業道を低コストでつくることが課題になっている。

林業参入時に、地元の森林組合との連携の難しさが課題になっている。岐阜県協議会では、地元の建設業協会と森林組合が協議会を設立して、林業参入を進めている。

(ホ)制度上の課題

林地の地籍調査の遅れ、不在・不明森林所有者の増加などで、林地の集約化が難しいという課題がある。林業・木材産業は、林地の地籍調査を推進する仕組み集約化を推進する制度づくりが重要であると回答している

林地の集約化を推進するには、森林の樹種、蓄積量、境界、所有者を掲載した森林簿等が必要になるが森林組合は森林簿等の写しを保有することができるが一般には部分的な閲覧しか許されないことが多い森林組合以外の者が、集約化を推進するのは難しい。個人情報の扱いに注意する必要はあるが建設業から、集約化する者に対して森林簿を公開してほしいという要望がある

林業の助成制度について建設業から、制度の対象を林業参入をめざす企業に拡充してほしい、制度を簡素化してほしいという要望がある

(4) 林業参入に関する調査の小括

建設業の林業参入では、林業参入をめざす地方建設業の団体と林業・木材産業の関係者にヒアリング調査を行い可能性と一般的な課題を抽出し、その結果をもとに建設業者にアンケート調査を行った。

建設業の林業参入において、建設業の機械力と基盤整備力を活かして林業の生産性を向上させる可能性が期待される。一方、事業性の確保、技術の習得、資金の調達、業習慣の相違が重要な課題である。ヒアリングでは、林業に関わる制度の見直しの要望も回答された。

ヒアリングは、建設業、林業・木材産業の両者を対象に行い、アンケートは建設業を対象に行った。その結果、可能性においては、建設業と林業・木材産業の両者の共通性は高かった。この理由は、本調査に協力した林業・木材産業の方は、建設業の林業参入に前向きな方が多かったためと思われる。一方、課題においては、林業や木材産業が重視しているにもかかわらず建設業が深刻に受け止めていない課題があった。この理由は、未参入の建設業者にとっては、林業に実際に従事する前には実感しにくい課題は評価が低くなったものと思われる。

調査の結果には、対象とした建設業、林業・木材産業の特長による限界はあるもののヒアリング調査は多様な業種から得た回答であり、全体的な可能性と課題の傾向を把握できたと思われる。

4. 農業・林業参入における課題と対策に関する考察

建設業の農業・林業参入における課題には、さまざまなものがあるが、両者とも(イ)事業性の確保、(ロ)技術・ノウハウの習得、(ハ)資金の調達、(ニ)業習慣の相違、

(ホ)制度上の課題の5分類に分けることができた。本節では、「2.建設業の農業参入の調査」「3.建設業の林業参入の調査」の結果をもとに、これらの分類ごとに、課題とその対策を考察する。

(イ)事業性の確保

農業参入・林業参入の調査の結果、農業、林業とともに、採算をとることの難しさを課題とする企業が多く、農業参入した企業の多くは赤字経営である。林業の場合は、安い外材の輸入で木材の価格が低迷しており、森林所有者は森林施業への関心が薄い。林地の集約化が進んでいないところが多く、仕事量を確保できるかどうか不安を感じている会社が多い。

建設業の農業参入においては、工程管理を使った分散農地の耕作、建設業の機械力や農場の整備力を活かす事例があった。建設業の林業参入においては、建設業の力をいかして路網整備と機械化を進める事を期待する意見が多かった。

過疎地の主要産業である農業・林業・建設業がそろって低迷することは、過疎地の低迷につながる課題は多いものの、地方建設会社の農業・林業参入には、機械化、規模拡大や生産性向上が期待されている。そのため、建設業の農業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的技術支援・販路開拓支援が一つの対策になると思われる。林業参入を進めるためには、参入当初における制度融資や公的支援とともに林地の集約化を進める制度が必要と思われる。

ただし、参入当初の公的支援が、農業・林業の自立につながることが重要である。農業の場合、各企業が、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売へのビジネス展開に向けて努力を続けることが重要といえる。さらに、建設業は受注生産が多く販路開拓に不慣れなため、食品・流通・小売業との連携も重要な要素となると思われる。

林業の場合、各企業が、林地の集約化を促進し、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに取組むことが重要といえる。

(ロ)技術・ノウハウの習得

多くの企業が、農業・林業における知識、ノウハウ、技術の習得が課題と述べている。農業では、栽培技術の習得レベルが、農産物の品質、単価、生産量の安定など農業経営に直接的に関わっている。林業参入では、作業道の線形計画、伐る木を選ぶ選木、伐倒、かかり木処理、造材等の熟練技術、安全対策を習得することが課題とされている。

農業・林業ともに、個人就業者に対する公的な講習や実技指導は充実しているものの、企業向けの講習はほとんどなく、その充実が対応策の一つと思われる。

農業技術の習得は、栽培品目、気候・土壤条件によって異なり、マニュアルどおりにいかないため 実務指導を受けることが必要と思われる

林業の場合は、チェーンソーによる伐倒 かかり木処理等は危険を伴い習得するに時間がかかるその地域の森林に詳しいベテランの林業者による実地指導が必要であると思われる。両者とも、地域の農業者、林業者との協力体制を築くことが重要であると思われる

(ハ)資金の調達

公共事業の縮小と共に、地方の建設会社は経営が悪化する傾向にあり、自己資本が減少し 民間金融機関からの借入が難しくなりつつある そのため、農業・林業の参入にあたり、制度融資を利用したい企業は多いが建設会社は、農林業向けの制度融資の対象外であるという課題が指摘されている

農業では、農地取得にかかる費用や機械・施設の導入資金が必要になる。林業では、まだ林業参入の事例が少ないこともあり、林業機械の購入などの初期投資にどれだけかかるか分からぬという不安の声がある

企業の農業参入を進める場合には農業の制度融資や補助金の対象を、「農業者」だけでなく、農業に第一歩を踏み出す企業 農作業受託や施設栽培などを営む農外企業にも広げることが必要になると思われる林業においても同様に、制度融資の対象を 林業に一步を踏み出す企業に広げることが必要になると思われるまた林業機械に対する補助金を、購入だけでなく、リース・レンタルも対象にすることが対応策になると思われる

(ニ)業習慣の相違

建設業の農業・林業参入では、地元農家や森林組合との協力関係の構築が課題となっている

農業参入時には、栽培作目の選定について地元農家との競合関係を調整することや農地の取得において地元農家の事前合意を得ること 参入後は水路管理などの地域の共同作業に協力することで 地元の農家との協力関係を築くことが必要と思われる

林業参入時には、地元の森林組合の仕事を奪うものではなく、遅れている森林整備を森林組合と共に進めていくものであるという説明が必要と思われる

高齢農業や担い手不足を補完する農作業代行耕作放棄地の再生 作業道作設による林業の生産基盤の整備などにより、地元農家 森林組合にとっても良い面があることを、参入する建設会社が示すことが重要と思われる

建設業と林業における道づくりの違いのように、お互いの業習慣を理解しあうのが難しい場合には建設業の耐久性と林業の低価格の良さを合わせた基幹的な作業道を創設するなどの 異業種の交流からより良いものを生み出す努力が重要であると思われる

(ホ)制度上の課題

企業が農業に参入する場合 農地法により企業が農地を所有することができないなど 制度による参入障壁がある。市町村を介して農地を借りる特定法人の創設で規制は緩和されつつあるが障壁は残っている

一方、林業の場合、林業事業体になるための参入障壁は、制度上はない。しかし、林業の制度が主に森林組合を対象にしていることと 林業の制度が外部からわかりにくいうことが、参入における課題と指摘されている さらに林業においては、林地の集約化を阻害している森林簿の非公開・境界の不明確さの問題がある

建設業の農業参入を促進する場合には、農業生産法人や特定法人の要件緩和などの参入障壁の低減が必要と考えられる。建設業の林業参入を促進する場合には、林業の制度を簡素化すると共に 林業の助成制度を森林組合以外の者にも拡充すること 林地の集約化をめざす企業に対して森林簿を開示すること 林地の地籍調査の推進が必要になると思われる。

5. 結論

本研究は、過疎の進む地方における建設業の農業・林業参入における課題と可能性に関して、文献調査、ヒアリング調査、アンケート調査を行い、事業性の確保、技術やノウハウの習得、資金の調達、業習慣の相違、制度上の課題の5項目に分類して 課題と可能性を明らかにし、参入を促進するための対応策を考察した。農業では参入が進んでいるために 参入した企業を対象にし、林業では参入が始まったところであるため 主に林業参入をめざす地方建設会社と林業・木材産業を対象にした

本研究の範囲内で得た結論を以下に示す

- (1) 農業参入、林業参入とともに、事業性の確保、技術の習得、資金の確保が重要な課題とされている 建設業の機械力や基盤整備力により、農業では生産性が向上する可能性が一部に見られ 林業では路網整備と機械化が進むことが期待されている
- (2) 建設業の農業参入には、法制度上の参入障壁があり、林業参入には参入障壁は制度上はないが、林業の制度が主に森林組合を対象としており 外部からわかりにくいうことが課題である。また、林地の境界の未確定、集約化の遅れにより、森林施業の仕事量を確保しにくいことが課題である。
- (3) 建設業の農業参入を進める場合には、技術習得・販路開拓・参入手続に関する参入時の公的支援 参入企業への制度融資の対象拡大が重要であり 農業生産法人や特定法人の要件緩和による参入障壁の低減も必要である。

参入当初の公的支援が農業の自立につながるように農業参入した企業が、既存の農家と協力関係を築きながら、生産規模の拡大、栽培技術の向上、販売ルートの開拓、農産物の加工・販売等に向けて努力することが重要である。さらに、建設業は受注生産が多く販路開拓に不慣れなため、食品・流通・小売業との連携が重要になると思われる。

- (4) 建設業の林業参入を進める場合には、参入企業への制度融資の対象拡大とともに、林業をめざす企業に対して森林簿を開示すること、林地境界の確定や地籍調査の推進が必要である。参入当初の公的支援が林業の自立につながるように、林業参入する企業が、森林組合と協力関係を築きながら、作業道を整備し、機械化を進めて、木材の搬出量を増やし、林業の生産性を向上することに取組むことが重要と思われる。

6. 今後の課題

本研究は、農業・林業に参入する建設業の側からの調査および考察を進めたものであり、さらに多面的な調査および考察が必要といえる。特に受け入れ側の農業・林業関係者の調査を行う必要がある。また、建設業以外の業種による農林業参入についても調べ、建設業という業種に起因する課題について考察する必要がある。また、林業では建設業の参入が始まった段階にあるため、今後、参入が進むことにより、どのような課題が生じるかについて調査する必要がある。

本研究は、建設業の農業・林業参入問題の一部を取り組んだにすぎない。過疎の進む地域では、農林業と建設業が主要な産業である。今後も建設業と農林業の連携についての検討や研究が進み、地域の活性化が図られることを望む。

付録A 調査時点以降の建設業の農業参入の動き

建設業の農業参入の調査時点（2007年2月）以降の動きとして、農業参入に関わる制度の改正および、参入の動向について述べる。

(1) 農業参入に関わる制度の改正

農業参入には、農地法のような法制度上の参入障壁がある。調査時点以降、農業の多様な担い手育成や農業の競争力向上の必要性が議論され、農業に関わる参入障壁が部分的に緩和された。

2007年4月以降に、農業の制度融資の一部が、農業に新規参入する農外企業にも認められるようになったただし、農外企業が5年以内に認定農業者となる計画をも

つことが条件になっており、農外企業のままで農業を続ける者は対象にしていない。

2008年10月に、農林漁業金融公庫は中小企業金融公庫等と統合され、日本政策金融公庫となった。農林漁業金融公庫が扱ってきた制度融資の多くは、日本政策金融公庫の農林水産事業に引き継がれている。ただし、農林業系制度融資と、中小企業向け公的融資は、従来通りの農林水産省系と経済産業省系の縦割りで運用されている。

2009年6月に農地法が改正されて「農業生産法人以外の法人等」による農地の賃借での権利取得が、農地の適正利用・地域農業者との連携1名以上の業務執行役員の農業従事の条件のもとで可能になった農地法の基本原則である「耕作者主義」を見直し条件付きではあるが、農業者以外の法人が農地を利用することができるようになった。

(2) 参入の動向

調査時点以降、建設会社の農業参入については、公的調査がなされていないため、その参入数を把握できない。ただし、建設会社の農業参入の3つの形態のうち、「特定法人貸付事業」については2005年から2009年9月までの統計があり、業種別参入者数が調べられているのでここに引用する。

特定法人貸付事業（農地リース方式）によると、参入法人数は、2009年9月で、全国で414法人となった。2006年9月の時点では173法人であり、3年間で241法人の増加である。特に、2008年9月から2009年9月までの1年間では94法人の増加となり、1年間での増加数は、特定法人貸付事業開始以来、最も多かった。業種別の法人数の割合は、2009年9月時点の累計で、建設業148社（36%）、食品会社79社（19%）である。2008年から2009年の1年間で参入した法人としては、建設業が44法人で全体の47%，食品会社は14法人で15%であり、依然として、建設業が最多参入業種となっている。このことから、建設業の農業参入が着実に進んでいることがわかるなお、この特定法人貸付事業は、農地法の改正で2009年で終了することになった。

農地法改正により、賃借での株式会社等の一般法人による農業参入が可能になって以降、農地を利用して農業経営を行う法人は着実に増加している。改正農地法が施行された2009年12月以降から2012年2月まで農業に参入した法人は763で、1年当たり平均参入数は381である。改正前の平均参入数67に比べて約6倍に増えている。改正後の参入法人763の業種別の数は、食品関連産業が171（全体の22%）、農業・畜産業が127（17%）、建設業が113（15%）、製造業が42（6%）である。異業種からの参入

では、建設業は食品関連産業の次に多い業種であり建設業の農業参入が続いていることがわかる

付録B 調査時点以降の建設業の林業参入の動き

建設業の林業参入には、農地法のような法制度における参入障壁はないものの、林業の低採算性や業習慣上の違いなどの問題がある。調査時点（2008年12月）以降、林野庁と国交省の支援のもとで地域の林業と建設業が連携をとりながら、建設業の林業参入を進める「林建協働」の動きが次のように本格化しており、全国に広がり始めている。この動向について述べる。

（1）林業参入に関わる制度

地域の林業と建設業の連携「林建協働」については、2009年1月、国土交通省総合政策局と林野庁森林整備部は、両省の連名で「地域の林業と建設業の連携について」の通知を、各都道府県建設業担当部局と各都道府県林務担当部局に発出した。

その内容は、両省が協力して、地方再生を総合的かつ効果的に推進する観点から、林業と建設業が連携した取組みを推進するものである。その内容を次に抜粋する。

『建設業は、地域の基幹産業であり、その保有する人材、機材やノウハウ等を活かして、農林業、観光等の異業種と連携した事業により、建設業の活力を再生すると共に、地方の産業や暮らしを支えることが求められる。』

また、林業分野では、森林吸収源対策を推進する観点から、間伐の重点的な実施に努めており、間伐実施に必要な路網整備等に当たっては、地域の実情を踏まえ森林組合等と建設会社が連携しつつ、建設会社の人材や機材等を活用することが有効である。また、これらを通じて間伐の実施量を拡大することは、地域の経済や雇用に波及効果をもたらすといえる。

2008年度第2次補正予算においては、国土交通省では林建協働を含む建設業が異業種と連携した事業の支援のための建設業と地域の元気回復事業を、林野庁では路網整備地域連携モデル事業などを措置している。各都道府県においては、建設担当部局と林務担当部局の連携を十分に図り、指導方よろしくお願ひしたい。』

国土交通省は同事業のために2008年度補正予算で35億円を計上しており、1件当たり最高2500万円を助成した。一方、林野庁は2008年度第2次補正予算に「路網整備地域連携モデル事業」として38億円、2009年度補正予算に「森林整備加速化・林業再生事業」として1238億円を計上した。いずれも林業と建設業が連携し

た取り組みを推進するものである。この事業のなかで、「4. (二)業習慣の相違」で言及した「建設業の耐久性と林業の低価格の良さを合わせた基幹的な作業道」の規格が検討されて実現した。

（2）参入の動向

建設業の林業参入状況については、「建設業と地域の元気回復事業」を国土交通省が公募したところ、全国から240件の応募があり、2009年6月に第1次分として104件が選定された。選ばれた事業をテーマ別に見ると最も多かったのは「観光」と「林業」で、いずれも25件であった。

「建設業と地域の元気回復事業」で選定された林業と建設業の連携を図る25の協議会のうちで、建設業の林業参入に関わる協議会は18であり、その名称を次に示す。いわて建設業林業架け橋協議会、みやぎ林建共働推進協議会、秋田県由利本荘市地域森林再生協議会、山形県最上地域林業・建設業活性化協議会、福島県会津いまと木サイクル創造協議会、茨城県八溝多賀林業・建設業協議会、千葉県東国吉地区里山整備協議会、山梨県大月市元気回復・森沢山協議会、石川県白山ろく森づくり協議会、岐阜県郡上地域森づくり協議会、静岡県天竜地域建設業・林建共働モデル検討協議会、三重県東紀州地域活性化協議会、愛媛県うちこ地域元気回復事業推進協議会、愛媛県久万高原山業振興協議会、高知県須崎市建設業・林業活性化協議会、高知県ゆすはら森の3R推進協議会、長崎県島原半島林業・建設業共働協議会、熊本県鹿本ふるさと森林づくり協議会。このように、日本各地で建設業の林業参入が始まっている。

岐阜県協議会においては、地域の建設会社と森林組合により、たかやま林業建設業協同組合、ひだ森林整備協同組合、下呂林建共同事業体が設立されて、建設業の林業参入が本格化し、岐阜県内では、恵那、揖斐、郡上の3地域でも林建協働が進展中である。

参考文献

- 1) 古川 修：日本の建設業 岩波新書、1963.
- 2) 菊岡俱也：建設業を興した人々 彰国社、1993.
- 3) 菊岡俱也：わが国建設業の成立と発展に関する研究 明治期より昭和戦後期 2005.
- 4) 金本良嗣編：日本の建設産業 日本経済新聞社、1999.
- 5) 建設業振興基金：中小建設業の新分野・新市場開拓のための企業連携に関するガイドライン 2002.
- 6) 米田雅子：建設業の新分野進出 東洋経済新報社、2003.
- 7) 渋谷往男：企業の農業参入の現代的意義と課題 地方中小建設業を対象とした実証分析 2007.

- 8) 渋谷往男 : 地域中小建設業の農業参入にあたっての企業意識 11) 米田雅子 : 建設帰農のすすめ 中央公論新社 2004.
と課題 農業経営学会 農業経営研究 Vol45, 2007. 12) 米田雅子 : 新分野に挑戦する建設業 東洋経済新報社 2004.
- 9) 笹沼隆之, 菅 和利 : 世界に依存する食糧生産と建設業の多角化戦略, 土木学会 地球環境シンポジウム講演論文集 13) 米田雅子 : 建設業からはじまる地域ビジネス 2006
Vol14, 2006. 14) 建設トップランナー倶楽部・米田雅子第4回建設トップランナーフォーラム報告書 2009.
- 10) 大杉奉代 : 中小建設業の多角化戦略における多角化度と経営状況の関係 日本経営診断学会論集 Vol9, 2010.

(2012.1.27受付)

ENTERING AGRICULTURE AND FORESTRY OF CONSTRUCTION INDUSTRY IN UNDER POPULATED AREAS

Masako YONEDA

The Japanese construction market has decreased since the late 1990s. In under-populated areas, diversification of construction companies into agriculture and forestry has begun to maintain local economy.

1. The local construction companies that entered agriculture are investigated, and current situations, issues and possibilities are verified.
2. The local construction companies aiming at the forestry entry are investigated, and current situations, issues and possibilities are verified.
3. Problems of both forestry and agricultural entries are arranged, and the measures are examined.